

第1回違法伐採総合対策推進協議会、証明方法検討部会に対する意見

2006.6.15

全日本木材市場連盟

1 この証明方式は、合法性を証明すれば十分であり、これからこの方式を原木市場、製品市場に定着させるに当たって早急な改変を検討すると、現場は、不信感を持ち、混乱するので、定着するまで現在の証明方式を維持するべきである。

2 木材は、木材生産の小規模、分散性などから市場で選木、分類されるなど、森林所有者、伐採地などが混じった極にされる場合があり、木材の原産地証明を行うことは難しい実態にある。

特に、2006.2.20 付け NGO 共同提言にあるように、木材の生産地における森林管理の情報をすべて明らかにすることは、木材の販売極の原産地の混在もあり、それを区分して流通させるには労力、経費もかかり非常に困難である。

また、合法木材の政府調達にあたり、このような森林管理の情報は不必要である。つまり、政府が木材調達にあたり、A 産地の B さんの山の木材は調達するが、C 産地の D さんの木材は調達しないというような調達方法をとるなら意味もあろうが、そのようなことは考え難く、そうすればこのような情報は過剰情報でありこの制度においては意味がないものである。

3 現在木材価格は低迷し、木材流通においても流通業は厳しい条件に置かれている。このようにときに、労力も経費も掛かる過剰な情報や証明方式は取るべきではないし、現実実態からも取り得ない。

また、内外無差別の原則から海外の木材についてもこのような木材生産地における森林管理の情報を全て明らかにすることは不可能であろう。内外無差別の原則から、海外に於いて取り得ない事柄を国内だけに適応することは出来ないと思慮する。

(我が国の現在予定されている合法性の証明方式ですら、海外の多くの国では、伐採から流通の全段階におけるこのような方式はおそらく取り得ないであろうと思われ、現時点でも我が国だけがこのような加重な方式で実施しなければならないと危惧している。)

4 したがって、現在の証明方式ですら、政府調達の木材が木材流通量の中で極小であり、証明の源となる森林所有者の協力が得られるかどうかなどの大きな問題があり、経済的な側面から見ても現行方式が行われるかどうか、普及するかどうか、難しい面が強いので現行の証明方式の徹底を図ることに全力を注ぐ事がここ当面は必要であり、現行の証明方式を堅持する必要がある。